

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【公表番号】特表2010-516824(P2010-516824A)

【公表日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2009-545850(P2009-545850)

【国際特許分類】

C 0 8 F 299/06 (2006.01)

C 0 8 G 18/67 (2006.01)

A 6 1 L 15/16 (2006.01)

A 6 1 L 15/44 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

【F I】

C 0 8 F 299/06

C 0 8 G 18/67

A 6 1 L 15/01

A 6 1 L 15/03

A 6 1 L 31/00

C

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月6日(2011.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

創傷の医療処置に用いるヒドロゲルは、特に、創傷を湿潤状態に保つことが向上した創傷治癒を生じさせる場合、適切な創傷接触材料の形態で用いられる（湿潤創傷処置）。ヒドロゲルは通常、ポリ（メタ）アクリレート、ポリビニルピロリドンまたはポリビニルアルコールをベースとする合成ポリマーを用いて形成される。概して、このようなヒドロゲルは生体組織との優れた相溶性に注目すべきである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

かかる状況下、必要に応じて、単に少量の水を用いて形成することができ、従って、創傷との接触の際、創傷液をさらに取り込むことができるポリウレタンヒドロゲルの必要性が存在する。当然、ポリウレタンヒドロゲルは継続して（乾燥）創傷に水を付与することができるであろう。放射線硬化の使用（例えばUV硬化）は費用がかかり、また不便を伴うので避けられるべきである。全ての液体先駆物質ならびにポリウレタンヒドロゲルそれ自体は良好な生体適合性を有し、有機溶媒の使用は避けられるべきである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

増粘剤、例えばポリビニルアルコールなど、ポリサッカリドのメチルエーテル、ヒドロキシエチルエーテル、ヒドロキシプロピルエーテルまたはカルボキシメチルエーテル、例えばセルロースまたはデンプンなど、ポリビニルピロリドン、ポリアクリル酸、メチルビニルエーテル - MA コポリマー、無機増粘剤、例えばシリカ、アルミノケイ酸塩または水酸化アルミニウムなど、ポリペプチド、ポリサッカリド、例えばアラビアゴムまたは寒天など、キトサン、ヒアルロン酸またはポリウレタン増粘剤を添加することも可能であり、その場合、増粘剤は全体としてまたは部分的に還元剤として働いてもよい。増粘剤は、親水性ウレタンアクリレートの水溶液に予め組み込むか、または反応直前に単に添加することができる。